

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱

平成28年4月1日上ノ国町告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る住宅リフォームを町内の事業者によって実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の住環境の向上の促進と定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 上ノ国町内に存する自己の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする。）
- (2) 住宅リフォーム 住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、一部改築、修繕、模様替え、設備改修等のうち、別表に掲げる工事をいう。（新築を含む。）
- (3) 町内建設業者 建設業許可を有し、上ノ国町内に本社を持つ法人及び町内で営業する個人事業者をいう。
- (4) 商工会会員 上ノ国町商工会の会員資格を有する者をいう。

(補助の内容)

第3条 町長は、住宅リフォームに係る費用の一部を補助するために、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(補助金の交付対象となる住宅改修等の工事)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅リフォームは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金交付決定前に工事に着手していないこと。
 - (2) 町内建設業者又は商工会会員が工事を行うこと。
 - (3) 当該年度末までに完了届を提出できること。
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しない工事で、かつ、町内建設業者又は商工会会員が自ら行う住宅リフォーム工事で、改修に要する費用が20万円（消費税及び地方消費税含む。）以上のもの
- 2 前項に規定する住宅リフォームに要する費用には、次の各号に掲げる費用は除くものとする。
- (1) 住宅と当該住宅以外の部分を併せた改修の場合は、当該住宅以外の部分の工事に要した費用の額
 - (2) 国等及び上ノ国町から助成金、交付金等の交付を受けて改修工事をする場合は、その改修工事に要した費用の額
 - (3) 上ノ国町水洗便所等の改造に関する補助金条例（平成14年条例第12号）第2条に規定する水洗化改造工事及び排水設備改造工事に要した費用の額
 - (4) 上ノ国町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第7号）第3条第3号に規定する排水設備の新設又は修繕等の工事に要した費用の額

- (5) 工事を伴わない物品の購入のみの費用の額
- (6) 外構に係る排水設備、融雪設備、散策路、庭、花壇等の施行に要した費用の額
(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条第1項に規定する住宅リフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に登録されている者をいう。）
- (2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者（共同で所有している場合は、いずれかの1人に限る。）又はその直系親族であって、かつ、当該住宅に現に居住している者又は住宅リフォームを行う住宅に居住しようとする者
- (3) 住宅リフォームを行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、上ノ国町町税の滞納に対する制限措置に関する条例（平成18年上ノ国町条例第21号）第6条による制限措置を受けていないこと。
- (4) 町税その他の町の公課に滞納がない者（同居者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的の達成に支障が生じると町長が認める者は、交付対象者としなないことができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住宅リフォームに要した費用の20パーセントとし、30万円を限度とする。ただし、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅リフォームに着手する前に上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書又は登記識別情報（登記済証）。単独所有の場合は固定資産税通知書又は固定資産課税台帳等でも可）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 住宅リフォーム工事の見積書（補助対象工事と他の工事を分離したもの）
- (4) 住宅リフォームを行う部分の施工前の状態が確認できる写真
- (5) 平面図、立面図その他の住宅リフォームの内容が確認できる図面
- (6) 対象となる住宅の位置図
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、補助の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた住宅リフォーム補助事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、理由を付して町長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業の変更をしようとするときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業変更承認申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 申請者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認）

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項による補助事業の変更を承認、又は不承認とするときは、当該申請を行った者に対し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項による補助事業の中止・廃止を承認するときは、当該申請を行った者に対し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（中間検査）

第11条 町長は、当該補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、中間検査を実施できるものとする。

（完了の届出）

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を添付し、実績報告書（様式第8号）により届け出なければならない。

- （1）住宅リフォームを行った部分の施工中及び完了後の状態が確認できる写真
- （2）住宅リフォームに係る工事請負契約書及び領収書の写し
- （3）その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（完了検査）

第13条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、速やかに当該補助事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業完了検査調書（様式第9号）に記録するものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第14条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対し、上ノ国町住宅リフォーム補助金確定通知書（様式第10号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消等）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は補助金の交付の決定を取り消したときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、補助金の返還を命ずるときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金返還命令通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第2条第2号関係)

区分	住宅リフォーム工事の内容
新築	建築物のない土地に、新たに建築物を建築すること。
増築	既存の住宅に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅以外の部分を住宅部分に変更させることにより、住宅部分の床面積を増加させる工事
一部改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、又は、当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕、模様替、設備改修等	1. 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、おおむね次に掲げる工事 (1)基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事 (2)外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事 (3)塗装工事 (4)住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事 (5)給排水、衛生、換気、冷暖房、避難、防火、電気等の設備工事 (6)外壁、屋根等の防火性能を高める工事 (7)間取りの変更等模様替えを行う工事 (8)開口部等を設ける工事 (9)台所、浴室又は便所を改良する工事 (10)建具の取替等の工事 (11)壁紙の貼り替え工事 (12)断熱、気密改修工事又は遮音工事 (13)その他住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるために必要な工事

	<p>2. 住宅の環境性能を良好にする工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 太陽光発電を設置する工事</p> <p>(2) 高効率給湯器を設置する工事</p> <p>(3) オール電化工事</p> <p>(4) その他環境性能を良好にするために必要な工事</p>
補助対象 外工事	<p>次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。</p> <p>(1) 家屋から独立した車庫・物置、倉庫等の工事</p> <p>(2) 店舗、工場、事務所等の工事</p> <p>(3) 門、塀、柵等の外構工事費及び庭園の工事</p> <p>(4) コンクリート、アスファルト等による舗装工事</p> <p>(5) 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置・配線工事</p> <p>(6) 家屋に固定されない家庭電化製品、家具等の購入・設置の費用</p> <p>(7) 害虫駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布の費用</p> <p>(8) ハウスクリーニング・排水管清掃等の費用</p> <p>(9) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事</p> <p>(10) 国等及び上ノ国町から補助金、交付金等の交付を受けて改修工事を併せて行う場合のその改修工事の対象額</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として適当でないとするもの</p>

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

(〒 -)
申請者 住所 上ノ国町字
(フリガナ)
氏名 印
(電話 - -)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅の所在地 上ノ国町字
2. 住宅リフォームの内容
3. 住宅リフォームに要する費用 全体工事費 円
(消費税等相当額を含む) うち補助対象工事費 円
4. 着手・完了予定年月日 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日
5. 施工業者 住所
商号/名称
代表者名
電話番号
担当者氏名
6. その他（添付書類）
 - (1) 住宅リフォームを行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類
 - (2) 誓約書兼同意書
 - (3) 住宅リフォーム工事の見積書
 - (4) 設備等の仕様書、カタログ等
 - (5) 写真（補助事業の施工前の状況を撮影したもの）
 - (6) 住宅リフォーム補助金の対象となる住宅の位置図・平面図・立面図等
 - (7) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

誓約書兼同意書

私は、上ノ国町住宅リフォーム補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約します。

また、上ノ国町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び町税その他町の公課の納付状況について確認することに同意いたします。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 印

委任状

私は、申請にあたり町税その他町の公課の納付状況及び納付に関する一切の権限を、上記申請者に委任いたします。

世帯員 氏名 印
世帯員 氏名 印
世帯員 氏名 印
世帯員 氏名 印
世帯員 氏名 印
世帯員 氏名 印

様式第3号A (第8条関係)

様式第3号A (第8条関係)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定 (却下) 通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を決定しましたので、次のとおり通知します。

記

- | | | |
|------------------|-----------|----------|
| 1. 住宅の所在地 | 上ノ国町字 | |
| 2. 住宅リフォームの内容 | | |
| 3. 住宅リフォームに要する費用 | 全体工事費 | 円 |
| | うち補助対象工事費 | 円 |
| 4. 補助金交付決定額 | | 円 |
| 5. 着手・完了予定年月日 | 着手 | 平成 年 月 日 |
| | 完了 | 平成 年 月 日 |
| 6. 請負人 | 住所 | |
| | 商号/名称 | |
| | 代表者名 | |
| | 電話番号 | |
| | 担当者氏名 | |

【注意事項】

- 次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定が取り消しとなる場合があります。
 - 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
 - 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - 町長が相当と認める事由があったとき。
- 補助事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- 補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出ること。

様式第3号B (第8条関係)

様式第3号B (第8条関係)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定(却下)通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を却下しましたので、次のとおり通知します。

記

1. 住宅の所在地 上ノ国町字
2. 却下の理由

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業変更承認申請書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

申請者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け、上ノ国町指令第 号で補助金交付決定を受けた補助事業の内容について変更したいので、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

1	変更の理由					
2	変更の内容					
3	全体工事費	当初	円（消費税等相当額を含む）			
		変更	円（〃）			
4	補助対象分	当初	円（〃）			
		変更	円（〃）			
5	工事期間	当初	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
		変更	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
6	工事請負人	当初	名称		担当者氏名	
			代表者氏名		電話番号	
			住所			
		変更	名称		担当者氏名	
			代表者氏名		電話番号	
			住所			

- ※《添付書類》
- (1) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し
 - (2) 工事費変更内訳明細書
 - (3) 変更箇所工事着手前の写真
 - (4) 変更の内容が分かる図面

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

申請者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け、上ノ国町指令第 号で補助金交付決定を受けた補助事業について、下記の理由により中止（廃止）するので取り下げます。

1. 補助金交付決定通知額 円
2. 補助事業中止（廃止）の理由

様式第6号A (第10条関係)

様式第6号A (第10条関係)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業変更承認(不承認)通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金交付事業の変更については、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第10条の規定により、承認(不承認)とすることに決定しましたので、通知します。なお、変更を承認した助成事業の内容は次のとおりです。

記

1. 変更後の住宅リフォームの施工業者名：
2. 変更後の住宅リフォーム等の内容（設備等については、導入予定対象機器の概要を明記）
3. 変更後の住宅リフォーム等に要する費用：全体工事費 円
うち補助対象工事費 円
4. 変更後の補助金交付決定額 円
5. 変更後の工事予定期間 着手： 平成 年 月 日
完了： 平成 年 月 日

【注意事項】

- (1) 不承認通知の場合は、本文なお書を削除し、「1 変更後の住宅リフォーム等の施工業者」以降の項は「不承認の理由」とする。
- (2) 記内については、変更に係る項のみ記載すること。

様式第6号B（第10条関係）

様式第6号B（第10条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業変更承認（不承認）通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金交付事業の変更については、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第10条の規定により、承認（不承認）とすることに決定しましたので、通知します。

記

1. 不承認の理由

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業中止・廃止承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

平成 年 月 日付け、上ノ国町指令第 号で補助金交付決定した事業について中止（廃止）することを承認したので通知します。

様式第8号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

実績報告書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

交付決定者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け、上ノ国町指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けたリフォーム工事等について完了したので、上ノ国町リフォーム補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金交付決定通知額 | 円 |
| 2. 全体工事費（精算額） | 円 |
| 3. うち補助対象工事費（精算額） | 円 |
| 4. リフォーム工事実施年月日
（着手）平成 年 月 日 ～ （完了）平成 年 月 日 | |

【添付書類】

- （1） 補助事業の施行中及び完了後のそれぞれの状況を撮影した写真。
- （2） 施工業者に支払ったリフォーム工事等に係る代金の領収書等の写し。
- （3） その他町長が必要と認める書類。

【注意事項】

- （1） 変更承認を受けていない事業の、精算による交付決定額の増額はしません。補助対象工事費の増額により補助金交付決定額の変更が必要な場合は、事前に変更承認申請書を提出し承認を受けてください。
- （2） 工事内容等に変更がなく、最終の出来形数量の減少等により補助対象工事費が減額となった場合は、本書により精算することができるものとします。

様式第9号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付事業完了検査調書

- | | | | | | |
|-------------------|----------|---|---|---|---|
| 1. 申請者住所氏名 | 住所
氏名 | | | | |
| 2. 交付決定通知番号 | | | | | |
| 3. 補助事業着手年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 4. 補助事業完了年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 5. 住宅リフォーム等に要した費用 | 全体工事費 | | | | 円 |
| | 内補助対象工事費 | | | | 円 |
| 6. 補助金確定額 | | | | | 円 |
| 7. 完了検査年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 8. 検査場所 | 上ノ国町字 | | | | |
| 9. 検査結果 | | | | | |

上記のとおり完了検査を実施したので報告します。

平成 年 月 日

検査員 所属
職氏名

印

様式第10号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長

印

年 月 日付けで提出のあった、上ノ国町住宅リフォーム補助金事業完了届に基づき検査を行った結果、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第14条の規定より、補助金の額を確定しましたので、次のとおり通知します。

記

1 補助金確定額

円

様式第11号（第15条関係）

様式第11号（第15条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付け、第 号で補助金の交付の決定した（額の確定をした）補助事業について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第15条第1項第号の規定により当該決定の全部（一部）を取り消したので、次のとおり通知します。

記

1. 補助金交付決定（確定）額 円
2. 取り消しの理由

様式第12号（第16条関係）

様式第12号（第16条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金返還命令通知書

第 号
平成 年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日に交付した助成事業に係る補助金について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第16条の規定により次のとおり返還するよう命じます。

記

1. 返還の理由
2. 交付済みの補助金の額 円
3. 返還すべき補助金の額 円
4. 返還金の納付期限 上記金額を別紙の納付書により、
年 月 日までに返還してください。